

臨時休館のお知らせ

国は5月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に北海道を追加することを決定いたしました（期間：令和3年5月16日から同月31日まで）。

これを踏まえ、北見市では市民の皆様の生命と健康を第一に考え、市庁舎、小学校、中学校、保育所、児童センター等を除き、市の公共施設は原則、令和3年5月18日から同月31日まで臨時休館いたします。

市民の皆様におかれましては、大変ご不便をおかけしますが、この1～2週間が大切な時期となりますことから、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組にご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

臨時休館の期間

令和3年5月18日（火）から5月31日（月）まで

スキルアップセンター北見
北見地域職業訓練センター管理者

☎ 0157-61-3116